

百石町2丁目公民館

百石町2丁目公民館
避難所準備委員会
高知市
令和3年2月作成
令和6年10月改訂

避難所運営マニュアル概要版

一人ひとりが作業を分担し、助け合って避難所の運営に協力してください。
避難所を開設し、運営するのは、避難してきた皆さん自身です。

当面の活動を指示するリーダーを決めて、各チーム長を指名し、チームごとに作業を進めます。

段階	必要な活動	内容
<h3>津波からの避難（潮江小学校など）</h3>		
避難者の受入れ 避難者の状況を把握するため、避難者カードによる管理にご協力ください。	避難所を開設するための準備 避難者の受入れ 避難者カード（例） 避難者の皆さんで交代しながら、避難所運営を行います。	<ul style="list-style-type: none">●「避難所運営マニュアル」を取り出す。●「避難所安全確認チェック表」を使用して安全確認を行う。●受付の設置●居住スペースの区割り●簡易トイレなどを使用してトイレを確保する。●避難者の受付<ul style="list-style-type: none">➢ 受付にて「避難者カード」を配布します。➢ 各居住スペースに誘導し、「避難者カード」を記入してもらいます。➢ 記入できた人の「避難者カード」を回収します。●トイレの巡回確認●傷病者や要配慮者が避難してきた場合は所定のスペースへ●ペットは、ペットスペースへ●食料や物資の配給●通信手段（防災行政無線など）を確保して災害対策本部と連絡●必要な班に分かれて、協力して運営●全員で掃除して撤収！

配置計画図（施設内）

体調不良者の通るルートを可能な限り一般避難者と分けましょう。
間仕切りなどを用いて個別スペースを確保しましょう。

※区割りイメージ

福祉避難所・医療機関への移送待機スペース

N
4

体調不良者スペース

情報掲示板

洗濯物干しスペース

居住
スペース
集会室

要配慮者スペース

救護
スペース

間仕切りなどを用いて個別スペースを確保しましょう。

倉庫

収納

入口

玄関

既存の
情報掲示板

避難所運営本部

厨房

炊き出し
スペース

トイレ

多目的
トイレ

ポイント①



養生テープなど
集会室内倉庫にあるものを使って、
スペース表示を行いましょう。

ポイント②



居住スペースの通路は、最低限
車椅子が通れる幅を確保するよう
にしましょう。

感染症対策の考え方

- ・発熱など体調不良者（付添人を含む）の居住スペースとそれ以外の避難者の居住スペースを区分し、各スペース間の往来を禁止するように呼び掛けましょう。
(事前に施設管理者などと協議し、スペースについて検討しておきましょう。)
- ・居住スペースでは、感染症拡大防止のため、各世帯同士の距離を2m以上開けてもらうように努めましょう。
- ・体調不良者の居住スペースでは、避難者同士の距離を2m以上開けることに加えて、段ボール間仕切りなどを用い、個別スペースを確保しましょう。

大規模災害時にすべての項目を実施するのは困難ですが、可能な限り対応しましょう。

百石町2丁目公民館 避難所生活のルール

避難所では、避難者みんなが協力して生活します！

< 全体 >

- 避難者の状況を名簿で把握しますので、入退所の際には受付に申し出てください。
- 居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。
- 居住スペースは、一定落ち着いてきた時点で再配置を行います。
- 被災により危険が生じた部屋は使用できません。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」などの張り紙の内容には必ず従ってください。
- 大規模な余震により、津波や建物使用禁止のおそれがある場合は、再避難も考えられます。その場合は落ち着いて指示に従ってください。
- 居住スペースおよび世帯スペースは、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったりのぞいたりしないようにしてください。
- 居住スペースでの個人のテレビやラジオなどの視聴は、周囲の迷惑とならないようにしてください。視聴する場合は、イヤホンを使用してください。
- ペットは指定された場所で、必ずケージに入れるかリードでつないで飼育してください。
- 飼育場所は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ペットの排便などは、飼い主の管理のもとで行い、必ず後片付けをしてください。
- 避難所には、要配慮者など配慮が必要な方が一緒に生活しています。お互いに助け合い、協力しましょう。
- 避難所では、常にマスクを着用しましょう。咳エチケットにもご協力ください。
- 食事の前やトイレ使用時、ごみを捨てた後など、こまめに手洗い・手指の消毒をしましょう。

情報は、掲示板に掲示しますので、ご確認ください。

百石町2丁目公民館 避難所生活のルール

＜トイレの使用ルール＞

【トイレの使用について①】

水洗トイレで配管が破損している、または状況が不明な場合

- 配管の破損状況が確認できないため、水を流すことは禁止とします。
- 携帯トイレを使用して、個室スペースとして利用します。

携帯トイレの使用方法イメージ



【トイレの使用について②】

便器が破損しているなど、危険な状況にある場合

- 敷地内のトイレは立入禁止とします。
- 屋外に仮設トイレを設置します。
- 簡易トイレや携帯トイレを用いる場合は、テントなどを使用して、プライバシーを保護するスペースを確保します。

簡易トイレ、携帯トイレのイメージ



簡易トイレ



携帯トイレ

仮設トイレのイメージ



◎共通事項

※体調不良者とその他の方が使用するトイレを分けます。

※トイレの出入口に手指消毒液を設置します。